

公益社団法人五所川原青年会議所

役員選任規程

第1条

本規程は当会議所定款に基づき、役員を選任に関する事項を規定する。

第2条

次年度役員を選考する為に役員選考委員会を設置する。

第3条

選考委員会は、委員長1名、正会員たる理事長経験者を含む、委員8名をもって構成する。

2. 選考委員長には理事長が就任し、選考委員会の運営にあたる。
3. 正会員たる理事長経験者は自動的に選考委員に就任するものとする。
4. 前項以外の選考委員は、毎年7月例会に於いて理事長並びに正会員たる理事長経験者を除く、正会員中より3名連記の無記名方式による選挙を行い、上位得票者より就任する。
5. 前項選挙の場合例会に於いて、選挙管理人3名を選任しその選挙の管理運営に当たるものとする。
6. 前項の選挙管理人は、事前に票の有効、無効の判定方法等を発表するものとする。

第4条

選考委員会は次年度理事長候補者を選出する。

2. 前項に於いて選出された次年度理事長候補者は、選考委員会と協議の上副理事長候補者、専務理事候補者、理事候補者を選出する。
3. 前1項及び2項の役員候補者を選考委員より選出する事をさまたげない。

第5条

次年度理事長候補者は前項の次年度役員候補者を理事会に提出し、その承認を得なければならない。

2. 理事会は、前項の役員候補者を9月通常総会により承認を得なければならない。

第6条

直前理事長は、定款第23条により現理事長が就任することができる。また監事予定者は9月通常総会に於いて選出する。

第7条

理事長予定者は、すみやかに予定者理事会を招集し各任務の分担を協議の上、理事長予定者が任命する。

第8条

選任された役員予定者は翌年2月通常総会終了をもって、正式に本会議所の役員となる。

第9条

任期中の役員に欠員が生じたときは次の通りとする。

- (1) 理事長欠員の場合は副理事長の中より理事会の決定により選任する。
- (2) 副理事長及び専務理事欠員の場合は理事の中より理事会の決定により選出する。
- (3) 理事及び監事欠員の場合は理事会に於いてその候補者を選出し、総会の承認を得な

ればならない。

2. 年度中途に於いて選任された役員の任期は2月通常総会終了迄とする。

2012. 1. 5 制定

2016. 2 5 改訂